

会議結果報告書

平成31年3月27日

会議の名称	平成30年度第2回志木市成年後見制度利用促進審議会
開催日時	平成31年3月26日(火) 13時30分～15時20分
開催場所	志木市民会館 101会議室
出席委員 及び 関係機関	大貫正男会長、飯村史恵副会長、池田恵子委員、竹内善太委員、 渡辺修一郎委員 (計 5人) 埼玉県地域包括ケア課 木原主事 さいたま家庭裁判所 白熊総務課課長補佐、相田主任書記官 (計 3人)
欠席委員	竹前榮二委員 (計 1人)
説明員	長寿応援課 吉田恵子主席専門員、黒澤多恵主査 (計 2人)
議題	(1) 平成30年度の取組について (2) 平成31年度の取組(案)について ①次年度のスケジュールについて ②先進地視察・研修 (3) 成年後見制度利用促進基本計画の策定について ①計画の基礎資料(ニーズ調査 地域福祉計画による) ②計画骨子(案)について (4) その他
結果	審議内容の記録のとおり (傍聴者 1人)
事務局職員	村山修健康福祉部次長、長寿応援課 吉田恵子主席専門員、黒澤多恵主査 福祉課 抜井雅治主席専門員
審議内容の記録(審議経過、結論等)	
<p>1 開会</p> <p>2 会長あいさつ</p> <p>3 議事</p> <p>(1) 平成30年度の取組について</p> <p>説明員) 資料1に基づき取組を説明。主な行政視察等受入状況は平成29年度を含め視察やシンポジウム等に36件約1,800人に取組の周知を行った。新年度も既に3件の視察申込がある。</p> <p>〈質疑応答〉</p> <p>副会長) 基幹系システムの構築により後見人を把握するとのことだが、市長申立てだけか、親族後見も含め福祉関係から情報を把握するものか、内容及び状況を説明してほしい。</p> <p>説明員) 基本的に、現在は市長申立ての情報を中心に基幹系システムへ記録等を行っている。</p>	

申立ての所管福祉事務所である高齢者と障がい者、子ども担当課が後見情報の記録権限を持っている。親族後見人等の情報は家裁から提供されていない。市で親族後見人等の支援に役立つよう、市のサービス申請時に後見開始の登記等の情報も関係課から提供された場合に長寿応援課で記録しており、市で把握できた被後見人及び後見人情報を関係課がシステムで確認するものである。

副会長) 市の福祉サービスの提供等に関係がある市民を対象に、情報収集をスタートしているとのことか。

説明員) そのとおりである。

議長) 資料の11月に韓国認知症協会とあるが、国内にも同様の組織がある。韓国認知症協会の視察では、市民後見人を志木市が直接育成していることに高い関心があり、当日は施設訪問し参考にしていただいた。また、横須賀市地区への意見交換会では、家裁や逗子市、葉山町等の自治体などに説明を行い、他県でも本市の中核機関の取組を案内している。次年度も群馬県全域向けに、家裁や自治体等へ条例などの本市の取組を参考にするため、意見交換会を依頼されているとのことであり、志木市の事例モデルに関心が高まっている。

【審議結果】

承認する。

(2) 平成31年度の取組(案)について

説明員) 資料2-1、2-2に基づき説明。次年度は、予備日を含む審議会5回と国の専門家会議の視察傍聴を予定する。次回に基本計画の進捗報告を予定する。次年度は第2期基本計画の策定年度であり、関連計画である地域福祉計画の策定段階と日程を整合させている。今年度は、普及啓発のため講演会・シンポジウムを実施したが、次年度は、障がい者の関心が高いことなどから担当課と連携し、信託及び任意後見制度の内容を含む講演会を6月27日午後に志木市民会館で予定する。

〈質疑応答〉

会長) 3月18日開催の国の専門家会議で示されたKPI※は市に関係がないのか。市も報告を行うことになるか。(※key performance indicatorの略…組織等で設定した最終目標を達成するための過程を評価する具体的な中間指標のことで「重要業績評価指標」等と言われている。)

説明員) 志木市の取組状況も国の照会に従って報告を行う。国全体で計画指標に基づきKPIを行うものとなる。KPI指標等に直接的に連動しないが、市の基本計画においても実行計画に基づき、当審議会の所掌として取組状況の進行管理で評価予定としている。

議長) むしろ、中核機関を設置していない95パーセントの自治体にKPIの影響があり、実施しなければならないということになる。国の専門家会議の資料はホームページに載っているので、各委員も是非確認いただきたい。

【審議結果】

承認する。

(3) 成年後見制度利用促進基本計画の策定について

説明員) 資料3-1、3-2、追加資料に基づき説明。①計画の基礎資料について、前回、地域福祉計画と一体での調査の了承を得て、設問の委員意見をいただいた上、設問調整後ニーズ調査を実施した。市民向けアンケート調査は、期間が平成30年11月5日から同月末で40歳以上を対象に行った。サンプルは無作為抽出1,200人、回収率は41.7パーセ

ントである。専門職アンケート調査は、市民向けと同期間でサンプルは300人、回答数127人、回収率は42.3パーセントであり、今後の計画策定に活かしたい。②計画骨子（案）について、現行基本計画に地域福祉計画と一体的な連動を明示し、策定期間を合わせ計画期間を2年間としており、他の多くの自治体でも合冊がなされている。専門である副会長からご意見を伺いたいが、平成29年12月に国発出の地域福祉計画策定のガイドラインを踏まえ、次期計画は地域福祉計画への合冊を審議いただく。あわせて次期計画は5年間の計画期間で表紙に地域福祉計画と併記し、合冊及び計画骨子案の承認後、素案策定に進む予定である。

〈質疑応答〉

委員) 資料3-1P86に、制度利用にどのような支援が必要かとのアンケートの結果がある。資料1の説明で相談体制の拡充で日程を追加するとあったが、他に拡充したものにどのようなものがあるか。

事務局) 一次相談窓口との連携で利用につないでいる。ケア会議や個別支援会議で制度利用が必要かセンター職員も参加し、他のサービスとともに支援方針を決定することや、モニタリングを行うとしている。

副会長) アンケート調査は非常に多くの方に協力をいただき、特に最後の自由記述はかなり分析をすると非常に隠れたニーズがあり、本当に貴重な資料だと思った。成年後見制度は約22パーセントが知らないとの回答だが、P90の社協については、戦後すぐにでき70年以上経つが、約25パーセントが活動も名前も知らないとの回答であることから、成年後見制度は一定程度、かなりの関心があると見るべきかと思う。問題は家族構成類型などの結果で、単身者等の本当に必要な人が、やはりなかなか利用したいと行きつきにくいだろうと思われる。量的なアンケート調査だけでは需要等の把握は難しいため、どうアプローチするかをやるべきかと思った。とても大事な調査で、特にP83の設問「利用したいと思いますか。」については、何が必要かとの回答で「制度の周知」とのクロス集計をするべきかと思う。知らなくて利用するかわからないのは当然だが、制度を知っているが利用するかわからないとの回答は利用促進の背景にあるベースになるものとして非常に貴重な調査であると思う。

議長) 基本計画骨子案について意見はどうか。

副会長) 地域福祉計画における国の動向を少し私見を交え説明すると、地域福祉計画自体が社会福祉法の改正で、ようやく策定が努力義務となったが、策定が義務である障がい者、高齢者等の他の計画の上位計画に努力義務で位置付けられた。計画策定率は全国的にも決して高くない。地域共生社会は大切だが、相当雑多なものが盛込まれる可能性があり、特に注意をしなければならないのは、地域を支えるなどやインフォーマルの部分も骨格に入っている。共生社会の推進のため地域福祉計画との合冊は、自然の流れと考えるが、内容のうち、金銭管理としての身元保証人等を成年後見制度と結びつけるのは違和感があると捉えている。どちらかといえば医療、介護現場のことであり、身元保証人等はガイドラインのとおりに掲載するかどうかが十分に考えた方がよい。成年後見制度は、追加資料P3の国の盛込むべき事項に、市民後見人育成は良いが、日常的な金銭管理や身元保証或いは、地域づくりが現行の成年後見制度のターゲットの内容にも入っていることは、留意しなければならない。成年後見だけではこの内容に対応できないので、どう捉えるか必要がある。全く関係がないわけではないが、地域住民がベースとなり様々な形で理解することは制度を推進する上でとても大切である。地域福祉のターゲットにする計画と成年後見制度利用促進計画ではイコールでない

ことをきちんと押さえておくべきだと思う。成年後見利用促進は国の所管が内閣府から厚生労働省に移り双方を推進する考えがあり、地域福祉からも違わぬよう成年後見制度は家裁がコントロールし大きな意見を持つ仕組みである。インフォーマルや地域住民が参加や主体的活動と全てがイコールでなく、目的ややるべきことが一緒にならないものが確かにあることを踏まえた上で、計画内を整理するのであれば、合冊について大きな反対意見はない。

議長) 大事な視点である。私も同じ身元保証人等は、成年後見とは直接関係がなく、むしろ医療や介護現場でやたらに要保証人となっている。高い費用を出し無理に付けてと言う所や、どうしても民間の保証会社を頼ませたりするなどの実態があり、参考に、今回山梨大学大学院で厚生労働省行政推進調査補助事業として、身元保証がない人の入院医療に係る意思決定に関するガイドラインが3月に厚労省の専門家会議で資料として発出された。施設と病院に理解がまだない面があり、制度はもともと身元保証法で規定されているが、身元保証法とは医療や福祉がそもそも求めている内容は違うものであるが、同じものにして難しい状況になっている。おっしゃるとおりであると考えた。

委員) 骨子案は基本形で良いと考える。もう少し具体的な内容が出てから検討したい。

議長) 法律職として、地域包括ケアは老健局が主に高齢者を中心に医療と介護を主眼としているものの関係と、地域共生社会は社会援護局が高齢者だけでなく障がい者へ枠を広げており、成年後見制度はどこに結びつくかは、法律職として2つの法体系が咬み合っどどのように権利擁護を形作るかの視点が必要で、このことから進めないと理解が得られないと反省している。逆に福祉現場の方も地域共生社会を入り口にしなければ、成年後見制度に行きつかず、計画を学び中心の論点に行きつくよう説明や理解を進めなければならないと思う。

委員) アンケート中の福祉職は何をしてほしいかの1番に制度の周知・広報活動があり、一般市民も成年後見制度との言葉は知っているとのことである。福祉専門職も実際のケースで具体的に何ができるのか分からず、この時に制度利用するものだとイメージがわからないのではないか。地域福祉計画の中で様々な福祉支援を行うが、制度促進の実行が連動すれば理想だと思った。

議長) 計画体系的には良いが、計画の一部にどのように制度に行きつくかや、出会いの場を分かりやすく記載すべきとの意見だが、説明いただきたい。

委員) この制度はこの内容であるとひとつずつ記載してあると、どの制度とどうつながるか分からないので、横軸をつなげ、この時に後見制度につながるなどや、検討のタイミングなど、計画に記載すると検討の良いきっかけになるのではないか。

委員) ケース件数が少ないので事例検討やシェアできてないが、現在、担当ケースの相談を入れ今後事例としてまとめており、他の相談員と共有していきたい。具体的にこのような時に使えるやこんな使い方ができるとあまりイメージできてないのではないか。精神入院者の退院支援で制度利用を検討しているが、制度利用で退院促進に活かせるとかなりの人が対象者となる。こうした事例ケースで利用方法を提示すると病院も把握でき、そうした制度周知を現場で事例を積上げ支援することが必要と思う。アンケート調査の自由記述は、こんなに市民等の皆さんが記入されるのかと驚いている。これはとても大事で興味深くおもしろいが、地域共生社会を上層から降ろすのと現場の声をどう突き合わせるか、成年後見ではなく地域福祉計画の中で、現場の声を拾い上げないと、乖離し何も進まないことになるのではないかと思ひ、動きが非常に大事になると考えている。ひとつひとつの意見が興味深く、市民が考えて生活している状況がこのように記載された結果は見たことがないので、言う所がなかつ

たのだろうかと思いましたが、地域の力がまだまだあると感じた。ニーズに合わせ制度等を作らなければ活用されないものがこれまで多くあったはずであり、市民感覚で地域共生社会や地域包括ケアを連動する仕組みにしなければ難しい。障がい者でも精神障がい者のみ地域包括ケアシステムが関係するが、成年後見制度のパーツをどう組み込むか総合的に考えることは、今後の計画策定で重要と考える。

副会長) 意見はとても大事で、計画で国のスタイルでは制度別になってしまうが、地域福祉は制度別でなく横にどうつなぐかであり、計画の中にコラムや事例等を入れることで市民が分かりやすくなる。制度解説では市民はますます分からなくなってしまうので、地域福祉計画の担当部所に提案などをされてはどうか。

委員) アンケートの自由記述は非常に読みごたえがあり、市役所のガードレールを何とかしてほしいとの意見などがあり、このように自由記述をきちんと記載してくれているアンケートはこれまでなかったとの感想であり、住民として取組まなければと思った。特に専門職アンケートで気になったのは、制度の名称を聞いたことがあるとの回答へは、福祉専門職への研修をきちんとやらなければならないし、研修では住民に対し説明する力を付けるようにすることが非常に大事だと思う。

議長) 意見のとおり、アンケート調査の自由記述は貴重であると思う。いわば地域包括ケアや地域共生社会とは、大きな山のように鉾脈にぶつからない。鉾脈が宝であれば、成年後見や権利擁護の現場であり、突き当たるように基本計画では双方の視野を入れて志木独自のモデルを作ってもらいたい。

事務局) 資料2-2の次年度計画では、一次相談窓口や福祉専門職の研修や、信託を含む制度普及啓発のため6月27日に講演会を予定している。

議長) 国の報告で利用件数は年1,000件程度の増加で伸びていないとのことであり、法定後見の利用も飛躍的に増える訳ではない。自己決定権の尊重からも保佐、補助と任意後見制度について、中核機関は取組まなければいけないと考える。任意後見も本人のためであり、他者のためのものではないことに焦点を当て、配偶者や子に贈与できないことがマスコミで取沙汰されており、法定後見の仕組みが該当する。それを解消する民事信託を併用すると自分と配偶者や家族に贈与や財産の承継ができる。市でも任意後見と民事信託を活用していかなければ、時代に合わない。法定後見だけでなく任意後見制度を普及することで、結果的に制度利用の伸びにつながると思う。早速、講演会を実施し恐らく社協等以外の自治体として志木市が初めてのことになる。権利擁護体制では、成年後見制度以外も状況に合わせ利用し、重層的な地域住民の権利擁護体制を作る時期に来ていると捉えている。委員意見を反映し、基本計画案を策定してほしい。

【審議結果】

地域福祉計画と合冊する基本計画骨子案を承認する。

(4) その他

議長) オブザーバーから意見や情報を求める。国の基本計画は残り3年間となった。県ではどのように計画に取り組む考えか。家裁とも一緒に連携し進めなければならないので、有効な情報や意見を審議会として伺いたい。

埼玉県) 県として参考になる資料提供をいただき有難い。志木市は県内でも成年後見の体制整備が進んでいるが、国の基本計画どおりに平成33年までに県内全ての市町村が中核機関の設置や基本計画の策定を行うことは難しい状況にある。先進的な志木市を事例紹介し全域で

中核機関の設置等を進めていきたい。現在、県社協や家裁と連携し全域の取組を進めている。社協と専門職が参加する地区協議会があるので、一寸ずつだけでも進めていきたい。

家裁) 貴重な意見を伺う機会をいただき感謝する。95パーセントで中核機関が未設置の中、志木市は県内や国内で先進しており心強く考えている。昨年も市と家裁で協議を複数回行っており、促進する立場で同じ方向に向かいながら連携を取り今後も進めていきたい。

金融機関) 地域と密着した活動ができるか、金融機関からも高齢者をつなぐなど行政と実働できるか仕組みを作っていかなければならないと考えている。検討委員を依頼されている厚労省から後日に公表される資料で任意後見が進んでいる所などもあり、参考になると思う。

議長) 伺いたいですが、国の基本計画で、従来 of 支援信託から新しい後見制度支援預金への改善は、既存の金融機関を解約し、一定の信用金庫に預金するとなったが、さいたま家裁では複数後見で専門職が既存の口座を解約し、終了後に専門職が辞任する従来 of 支援信託同様の運用をされていると聞いている。そうであれば支援信託が信託金庫に預金をさせられ利用しづらいと見直したものが、また支援預金も複数後見で従来と同じに利用促進に影響するのではないか。恐らく解約口座の預金を悪用する危険があるとの理由は良くわかるが、何か金融機関として手法やアイデアはないか。

金融機関) 支援預金は約10,000件を扱っており、解約口座の経過はわからないが、裁判所が関与し、指図書で専門職でなく家族に手当てすることも考えられるのではないか。

議長) 解約預金を本人に渡さず、預金口座に振込む家裁の指図書があれば、専門職後見人でなくても足りるのではないかと思う。様々なことに注視し進めなければいけないと考えている。

・次回以降の会議日程を調整。

4 閉 会

以 上